

標準化と法の係わり — MPEG-4/IPMP に係る法的諸問題

亀井正博

富士通株式会社 法務・知的財産権本部 法務部

[抄録]

MPEG-4 の一部として標準化が検討されているコンテンツ識別管理機構は、デジタル技術、ネットワーク技術の進展に伴い問題とされた著作権問題に応えるべく考えられたものであるが、著作権問題に止まらず、情報の取引一般に法的影響を持っている。また、この機構は、コンテンツ提供者側の要求によって発想されたものであるから、コンテンツ利用者の視点からは検討されるべき課題も残されている。情報の取引に関する法分野は今まさに整備が進められているのであるから、このように、情報の取引に関連する技術の標準化の成果の持つ法的インパクトを評価し、それを法の議論にフィードバックすることが特に重要である。

**Relationship between standardization and laws**

**-- Legal implications of MPEG-4/IPMP**

Masahiro Kamei

Legal Division, Legal and Industry Relations Group

Fujitsu Limited

[Abstract]

MPEG-4/IPMP has legal implications on general laws governing various kinds of information transactions via network beyond copyright law while it was planned to solve copyright problems in digital and network era. As the requirement has been proposed by content providers, some issues are left to be discussed from the user's viewpoint. Such assessing the legal impact of the standardization of technologies concerning information transactions and giving feedback to discussion in the field of relevant laws are particularly important, because laws governing information transaction are now evolving.

1. はじめに

一般的に技術開発においては、その技術開発がなされる時代の社会倫理が体現される法が、様々な側面で係わりを持つ。例えば、技術開発のなされる動機の一つは、その時代の社会の期待を実現したり、課題を解決しようとしてすることであり、それら期待や課題は法によってある程度の限界を設けられているから、法制度は技術開発の方向を制約する力として作用する。一方で、技術開発の成果を、改めて法制度と照らし合わせてみると、その技術のもたらすものがその時点での法制度の想定している範囲を超えていて、それにより法制度の見直しが迫られることも往々にしてある<sup>1</sup>。技術の標準化においては、このような法制度との係わり、とりわけその成果が社会

に与えるインパクトを改めて評価し、法に関する議論にいかなるフィードバックが必要であるかを考えてみることがなおのこと重要である。言うまでもなく、個別の技術開発が行なわれるのに比較し、標準化された技術が社会に与えるインパクトがより大きいからである。

ここ数年、電子的権利管理システム（ERMS）あるいは電子的著作権管理システム（ECMS）の実現を目指す研究、技術開発が進んでいる。そして、それらシステムが利用されるにあたっての社会、法へのインパクトについての研究も始められている<sup>2</sup>。ISO/IEC で標準化が検討されてきた MPEG-4 には、コード化されるコンテンツのオブジェクト単位にそれを識別し管理するための機構が組み込まれており、ERMS/ECMS の共通のインフラストラクチャとして機能することが期待される。この MPEG-4 コンテンツ識別管理機構<sup>3</sup>の仕様が確定していくにつれ、機構と、現在の、あるいは近い将来に施行される法制度との関係を具体的に考察することが可能となってきた。

本稿では、MPEG-4 コンテンツ識別管理機構について、法制度との係わりという観点から概観し、この機構を利用して実現されるコンテンツ取引において想定される法的諸問題と、それらを解決するために必要となる法的検討課題を紹介する。

## 2. MPEG-4 コンテンツ識別管理機構の動機と法

デジタル技術、ネットワーク技術の進展により、音楽や映像を始めとする様々なコンテンツが大量に配信され、消費され、また再利用されるようになってきている。このような状況に対して、コンテンツの著作権者／著作隣接権者の利益が害されるのではないかとの懸念が一般的に示されるとともに、一方でこのような状況をうまく制御できれば、コンテンツの著作権者／著作隣接権者の利益も増大する筈だと指摘もある。そしてこれらのこととは、著作権者／著作隣接権者についてのみならず、著作権／著作隣接権を保有しない、あるいは元々それらの権利のないコンテンツの提供によって利益を得ている企業群についても、同様に当てはまる。懸念を払拭し、利益を最大限とするための、コンテンツの配信、消費、再利用の制御は、法律によって付与される権利あるいは契約によって得られる法的地位、権利の許諾を容易にする制度や仕組み、そして法的地位や制度・仕組みを実現するための技術によって達成される。MPEG-4 においてコンテンツ識別管理機構が発想された背景には、技術開発に携わる側に、著作権／著作隣接権を尊重しそれらの権利者の同意なくして MPEG-4 を利用してのコンテンツ流通はあり得ないのではないかとの意識があったことと、コンテンツの権利者側に、MPEG-4 によって複数のオブジェクトがコード化され配信されるに際して、法律によって付与された権利が画餅に帰することを防止するとともに、それぞれのオブジェクトの個々の利用ごとに権利に係る許諾を可能としたとの要求があったものと理解される。

コンテンツの流通あるいは取引における提供者の利益保全には、幾つかの異なる技術的方法が考えられるだろうが、MPEG-4 では、コンテンツを識別するための情報をオブジェクトに付加し、当該情報を用いてコンテンツを管理、制御する行う方法が採用された。コンテンツ識別管理機構に対する要求仕様が検討されまとめられた、1997 年 2 月から 10 月にかけての頃の法的な状況として特筆されるのは、1996 年 12 月に WIPO（世界知的所有権機関）で採択された WIPO 著作権条約と実演・レコード条約において、「権利管理情報」の無権原の改竄規制が規定されていたことである。「権利管理情報」は、条約では、「著作物、著作物の著作者、著作物に係るすべての権利者、又は著作物の使用に関する条件に関する情報を特定する情報、並びにそのような情報を表示するあらゆる数値又はコードであって、著作物の複製物に付され、又は公衆への著作物の伝達に

伴って示されるもの」と定義されている<sup>4</sup>。コンテンツ識別管理のための情報がこの定義に合致するならば、その改竄行為や改竄された複製物の公衆への伝達行為に対する法的救済が、いずれ国際的に保証される可能性が高いことになる。実際にコンテンツ識別管理機構の要求仕様<sup>5</sup>では、WIPO 条約に規定された「権利管理情報」の改竄規制について言及されており、要求仕様をまとめたグループが、これによる法的救済を念頭に置いていたことが見て取れる<sup>6</sup>。

ところで、この要求仕様には、MPEG-4 が促進すべき機能として、以下の三つが挙げられている。

- ①コンテンツ提供者によって定められた基準に基づく、コンテンツに対する条件付きのアクセス
  - ②コンテンツのソースの真正性、及びコンテンツの同一性の検証
  - ③違法複製の防止
- ②については無権原のコンテンツ配信や改変を技術的に防止し著作権保護を技術的に確実にする目的のものと理解されるし、③も著作物の違法複製を想定していると考えられるが、注意すべきは、①が著作権法の守備範囲を超える内容を明示していることである。いずれの国の著作権法においても、著作物並びに隣接権で保護される録音物等（以下「著作物等」）に対するアクセスを支配する権利は認められていないからである。これは、要求仕様をまとめたグループに、著作物等を根拠とする対価徴収の対象を、著作権法が権利を付与している複製や放送、公衆への伝達といった行為に止まらず、著作物等に対するアクセスに拡大しようという意識があることの現われと考えることもできる。また、敢えて「著作物」でなく「コンテンツ」としている点から、必ずしも自らは著作権法上の権利を保有しないがコンテンツ取引によって利益を得る企業群の思惑によるものとも考えることができる。このように、MPEG-4 コンテンツ識別管理機構は、著作権／著作隣接権の保護への問題意識を出発点としながら、既にその要求仕様の段階で、著作権／著作隣接権保護を超えた範囲に作用することが明白であった。

### 3. MPEG-4 コンテンツ識別管理機構の仕様から想定される法的問題

#### 3. 1 「権利管理情報」への該当性の問題

コンテンツ識別管理情報が、その改竄から法的に保護される「権利管理情報」に該当することへの期待があったことは、上述の通りであるが、その後の法の状況はどうであろうか。米国では、WIPO 条約を実施するための著作権法改正を 1998 年 10 月に終えており、また日本においても、今次の通常国会に法案の提出が予定され、そのための著作権審議会での検討を終えている。MPEG-4 コンテンツ識別管理機構は、ごく大雑把に言えば、識別情報を MPEG-4 ストリーム中に入れることと、IPMP システムと呼ばれるコンテンツに関する認証、管理を行うシステムとのインターフェースがその標準の範囲として定められる。識別情報が、法にいう「権利管理情報」に該当するか否かは、この標準がどのようなアプリケーションによって用いられるかによって評価が変わることになるだろう。すなわち、識別情報がコンテンツの再生を制御するために用いられる限り、再生行為そのものは著作権法の支配するところではないから、著作権法でその改竄を規制する「権利管理情報」には該当せず<sup>7</sup>、コンテンツ提供者と利用者との間に結ばれる契約上の条件として扱われるに過ぎない。他方、識別情報が、コンテンツの複製等、著作権の支分権を制御するために用いられるのであれば、「権利管理情報」に該当し得る。このような著作権法による規制範囲の区別は、日本では明確になされているが米国においては必ずしも明確ではなく、米著作

権法においても、一応、著作権法下の権利侵害を助長する等の認識の下での改竄が違法とされているものの、著作物のアクセスや再生に関する条件が「権利管理情報」に該当するか否かについて、紛争の余地が全くないとは言い切れないだろう。

### 3. 2 利用者の視点からの問題

MPEG-4 の国内の検討グループである、SC29/WG11/MPEG-4/MPEG 知財コンテンツ情報サブグループにおいて、一つのテーマとして、コンテンツ識別管理機構が利用される際に生じ得る、制度的・法的諸問題の洗い出しが行なわれた。その趣旨は、それら諸問題が起こることの認識を出発点として、次に求められる技術開発の方向を検討しようというものである。

その際に指摘された諸問題は、利用者の視点に立った際のものが殆どであったが、これは言わば、コンテンツ識別管理機構の要求仕様が、主にコンテンツの権利者及び提供者の利益を強調する立場からまとめられたことに対する、利用者の利益からのアンチ・テーゼであるとも考えられよう。以下に、指摘された中から、特に法的検討の関連する諸問題を掲げる。

- ① 例え映像のように利用者の求める消費単位が複数のオブジェクトの組み合わせられたシン全体である場合であっても、コンテンツ識別管理機構によって個々のオブジェクト毎に管理され消費が制御され得るが、利用者は、消費前に、個々のオブジェクトの内容やその利用条件に照らして一々利用の是非を吟味することは困難である。オブジェクトのアクセスや再生、複製等について、提供者と利用者との間での契約が成立しないとすると、不都合が生じた場合に法的解決が困難な可能性が生ずる。
- ② コンテンツ識別管理機構による処理の後に、コンテンツのデコード処理が行なわれるために、対価支払いがなされたにも係わらず、デコードしたところコンテンツの中身がないという、詐欺行為が起こり得る。コンテンツの提供者の本人性や、コンテンツの真正性が確保されるとともに、不都合が生じた場合に備え、コンテンツ提供者と利用者との間で契約が成立しなければならない。
- ③ 利用者によるコンテンツへのアクセスが管理される結果、利用者個々の嗜好など個人情報が収集され、コンテンツ提供者に利用される。また、収集された個人情報が売買される可能性がある。
- ④ 利用者の複製行為がいかなる目的でなされるものであるか、コンテンツ識別管理機構によつて判別することはできないため、識別によって複製が制御されるとすれば、利用者が、著作権法によって認められた権利制限に該当する目的でコンテンツを複製しようとしてもできないこととなり、事実上、著作権法上の権利制限規定は意味を持たなくなる。また、そのような制御が、コンテンツ提供者と利用者との間の契約によって達成されるのか否かが不明確である。

### 4. MPEG-4 コンテンツ識別管理機構から法へのフィードバック

コンテンツ識別管理機構を用いたコンテンツ取引によって惹起され得る諸問題を認識したならば、次の段階として、それら諸問題を解決するためにどのような技術を用いればよいか、また新たに開発していくべきか、あるいは法制度上で何らかの手当が可能であるかを検討することができる。ここでは、法制度上、関連するいかなる対応課題があるかについて簡単にまとめてみたい。

まず、コンテンツ識別識別機構によって、コンテンツへのアクセス制御が可能なるが、そもそもこういった制御が何の制約もなく許されるのかどうか。情報一般を物理的に囲い込み独占を可能とするのであるから、公益の観点から、このような囲い込みに一定の制約を課す法的な対応が必要となるかもしれない。

次に、著作物へのアクセスを制御し得ることに関して、何らか著作権法上の手当てを考えていく必要があるか。すなわちアクセス制御が、著作権法で付与される著作物等に対する排他権の範囲を超えていてこと、識別情報の改竄行為について著作権法による「権利管理情報」の改竄規制の範囲を超えることに関して、著作権法は黙っていてよいか。一つの考え方は、著作権法の守備範囲を拡大し、著作権者／著作隣接権者に、コンテンツのアクセスや機器での再生を支配するための権利を付与することにより、制御あるいはそれによる対価徴収に著作権によって法的裏付けを持たせるとともに、識別情報の改竄を著作権法により規制することである。しかしながら、アクセス、機器での再生の制御、及びそれらからの対価徴収を目的としてコンテンツ識別管理機構が用いられ提供者と利用者との間で取引され得るコンテンツは、著作物等に限られている訳ではないことから、著作権法による対応を考えるよりも、情報一般の取引を念頭により一般的な法によって対応を考えた方がよさそうである。仮に、アクセスや再生の制御に法的に積極的な裏付けを与えるとしても、権利を付与するという発想でなく、識別情報をその改竄から保護したり、コンテンツ提供者の意図した制御を無効化するような機器等の規制によってそれを達成するという考え方もある<sup>8</sup>。

コンテンツ利用者の視点から提起される上記諸問題についてはどうか。これら諸問題の幾つかから導き出される法的課題は、コンテンツ提供者と利用者の間契約の成立性、提供者や利用者の本人性、コンテンツの真正性の保証、個人情報の法的保護といった、電子商取引に関連して検討が行なわれている課題と共通のものとして捉えることができる。これらは、日本においても、法的対応の検討が緒に就いたばかりであり、今後の検討の成果が期待されるところであるが、少なくともいかなる態様であれば契約が成立するのかについて、早急に結論を出すことが必要であるだろう<sup>9</sup>。

また、コンテンツ識別管理機構を、複製等、著作権に係る行為の制御に用いる場合、制御による行為の抑制と著作権法上で認められた権利制限規定との関係をどう考えるか。あるいはコンテンツ提供者と利用者との間で契約が有効に成立するとして、複製等を制限する契約と権利制限規定との関係をどう考えるか。更に、そもそも著作権・著作隣接権のない場合や、保護期間の満了した著作物等の場合には、それらの複製等を技術的に制限することの是非についてどう考えるか。コンテンツ識別管理による保護の過剰を抑制する方向に、法を機能させる必要があるかもしれない。これらについても、早急な検討が望まれる。

## 5. 結びにかえて

技術開発の成果を評価して、当該成果のもたらすものと、法の間にギャップが認められる場合に、その技術を出発点として受け止め法を修正していくのか、それとも法を尊重して基準として、技術を改めて修正、調整し、あるいは新たな技術を開発していくのかについては、個々の場合に応じて慎重な判断が必要だろう。いずれにせよ、これまでの人類発展の歴史に照らして分かる通り、技術開発の自由度をまず確保することが重要で、法の修正はその後を速やかに追ってなされるべきであり、技術開発の方向を予測し、それによって起こり得ることに対する懸念を払拭する

ために法を予め修正することは好ましいことではない。MPEG-4 の標準化作業は、1999 年 3 月にバージョン 1 が標準文書として成立する予定であり、その後、様々なアプリケーションが検討されていることだろう。また、同様のコンテンツ識別管理機構を組み込んだ、MPEG-7 の標準化が始まろうとしている。これらコンテンツ識別管理機構が、社会、法に与えるインパクトの評価と、法に関する議論へのフィードバックが、引き続きなされていかなければならない。本稿では、法律論の掘り下げは十分ではなく、議論の糸口を提供したに過ぎない。ご関心のある方々からの忌憚のないご意見と議論の進展に期待するものである。

そういういた議論のプロセスについて付言すれば、技術開発において技術者が様々な法を細部に渡って意識するのは困難であろうし、同時に法律／法務関係者が技術の状況をきちんと把握しないままに法制度の見直しをするのは望ましいことではないから、技術者と法律／法務関係者とが共同で議論をしていくのがよい。標準化作業においても、その成果の法的インパクトの評価とフィードバックを行えるような機能を、そのプロセスに組み込んでおくことは重要である。情報の取引が経済活動の一翼を担いつつあるにも係わらず、法制度が必ずしもうまく適用できない局面が増えつつあるために、まさに今、法制度の整備が検討されているのであるから、情報の取引に係わる技術においてこのようなプロセスを踏むことは、とりわけ、大きな意味があるだろう。その点、MPEG-4 コンテンツ識別管理機構の標準化において、国内グループで、当該機構の社会へのインパクトを評価するために法律／法務関係者の参加が呼びかけられたことは、意義深いことである。今後行なわれる様々な標準化作業においても、その対象によっては、法律／法務関係者の参画が意味を持つのであり、法律／法務関係者は積極的にこれに応えていくべきであると考える。

<sup>1</sup> 今や当然のこととして議論がなされるようになった、技術開発の成果をどのように法的に保護していくか、標準技術であればブーリングを含め特許権等のライセンスの問題といった、より実務的な側面からの係わり方もある。ただ、本稿ではこれらは扱わない。

<sup>2</sup> 情報処理学会においても報告がなされている。北川善太郎：電子著作権管理システムとコピーマート、情報処理、Vol.38、No.8、663 頁（1997）、苗村憲司：知的財産権が 21 世紀の市場で持つべき役割、情報メディアシンポジウム'98 論文集、1 頁（1998）、上野達弘：デジタルコンテンツの保護と利用、同、9 頁。

<sup>3</sup> 標準の正式な呼称は、Intellectual Property Management & Protection である。ただ、この技術の応用次第では、知的財産権の保護対象たるいわゆる知的財産以外の、情報一般、あるいは保護期間の満了した著作物をも管理が可能であり、Intellectual Property とするのは、あたかもこの機構の対象が全て知的財産権で保護されるかのような誤解を招く可能性を否めない。この技術は、本質的には、情報取引一般を管理するためのものである。

<sup>4</sup> WIPO Copyright Treaty (<http://www.wipo.org/eng/diplconf/distrib/94dc.htm>)

<sup>5</sup> ISO/IEC JTC1/SC29/WG11 N1918

<sup>6</sup> WIPO 条約に権利管理情報の改竄規制が規定されたのは、米国政府の強い要求があったからである。米国政府は、1995 年 6 月、自国の法改正に先立ち WIPO においてこの規制を提案し、WIPO の専門家委員会で殆ど詳細に検討されることなく、翌年 12 月には条約として成案した。米国政府がこの規制に関し自国の著作権法改正を提案したのは、1995 年の通称 NII 法案が最初であるが、

---

この NII 法案の背景には RIAA (米国レコード協会) の強い後押しがあったことが知られている (<http://www.riaa.com/indus.htm> 参照)。MPEG-4 のコンテンツ識別管理機構と、WIPO 条約の規制とは、レコード業界を始めとするコンテンツ産業が車の両輪として戦略的に取り組んだものであると考える方が正確だろう。

<sup>7</sup> 著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ（技術的保護・管理関係）報告書 (<http://www.monbu.go.jp/singi/chosaku/00000224/>)

<sup>8</sup> EUでは、アクセスを技術的に制御して対価徴収を確保する情報サービスにおいて、そのような制御を無効にしてしまうような機器の製造・販売を禁止するための欧州議会・閣僚理事会指令 "Directive 98/84/EC of the European Parliament and of the Council of 20 November 1998 on the legal protection of services based on, or consisting of, conditional access" が 1998 年 11 月 28 日に発効した。日本でも、通産省において、同様の検討が行なわれている (<http://www.miti.go.jp/feedback-j/ideji30j.html> 参照)。なお、長期的には著作権法を全く理念の異なるものに作り替えるという検討も可能だろう。

<sup>9</sup> 米欧では既に具体的な議論が行われている。米では UCC (統一商法典) 第 2 B 編策定の検討において、また EU では電子商取引に関する欧州議会・閣僚理事会指令案 "Proposal for a European Parliament and Council Directive on certain legal aspects of electronic commerce in the internal market" が提案されており欧州議会での審議に入っている。例えばこの EU の指令案では、契約は、原則として「サービスの受信者が、サービス提供者から、電子的手段により、当該受信者の承諾を受信した旨の受信確認を受信し、かつ受信確認の受信を確認する時に締結される」としている。MPEG-4 によりコード化されたコンテンツについても、提供者と利用者との契約の成立のために、こういった法に則した手順がシステム上で用意されることが望ましい。